



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば



## 目次

- 新年のご挨拶 ● ..... 2-3
- 日本年金機構からのお知らせ ●
  - ・電子申請にかかるお問い合わせはこちらへ ..... 4
  - ・加入についてのお問い合わせはこちらへ ..... 5
- 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●
  - ・「医療費のお知らせ」をお送りします ..... 6
  - ・健診結果の「要治療」「要精密検査」の放置は危険！  
今すぐ医療機関へ受診しましょう...6
  - ・健診結果をご提供ください！ ..... 7

- 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●
  - ・「施設利用会員証」のご紹介 ..... 8
  - ・「写真コンテスト」作品募集中！ ..... 9
  - ・大好評！「いちご狩り」 ..... 9
  - ・会員情報変更届提出のお願い ..... 10

### 割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

# 新年のご挨拶



一般財団法人 千葉県社会保険協会

会長 小島 信夫

新年あけましておめでとうございます。

令和六年の年頭にあたり、会員の皆様にはご健勝で新年をお迎えになられたことと存じ、謹んでお慶び申し上げます。

また、昨年中は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。本欄をお借りし、心から御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、全世界で猛威を振るい、世界経済に甚大な影響を及ぼした新型コロナウイルスの感染拡大はようやく収束に近づきました。3年余り続いたコロナ禍からの脱却により、経済活動は正常化し回復へと向かっております。しかしながら、米欧経済の金融引き締めや中国における不良債権問題、一昨年から続くロシアによるウクライナ侵攻、さらにはイスラエルとパレスチナの対立も新たに勃発するなど、依然として経済停滞のリスクを内包しております。

国内経済においては、新型コロナウイルスが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行されたことにより、日本もようやく「ウイズコロナ」から「アフターコロナ」へと転換いたしました。経済活動の正常化が進んだことで、旅行やビジネスの往来が再開され、昨年10月には訪日外国人客数がコロナ流行前の同月を初めて上回

るなど、インバウンド需要の回復がいつそう鮮明となり日本経済に良い影響を与えております。また、株式市場においても経済正常化や円安効果で業績を伸ばした企業の影響で株価は大幅に上昇し、日経平均株価はバブル景気以来32年ぶりの高値をつけるなど、経済成長への期待感が高まっております。一方、この回復局面において、各企業では働き手が足りず、「人手不足問題」が浮彫りとなっております。経済停滞やインフレを招くリスクだけでなく、生産・設備投資を抑制する要因にもなるため、重要な課題として捉えなければなりません。

日本では既に2008年をピークに人口減少社会に転じており、これまで女性や高齢者の労働参加によって、深刻な人手不足を回避してきましたが、これからの時代いよいよその伸びしろも少なくなり、社会の在り方そのものに変革が求められる時期に差し掛かっているといえます。

その一例として、昨年9月に「年収の壁・支援強化パッケージ」が厚生労働省より打ち出されました。この政策は、社会保険料負担が生じないよう労働時間を抑えるパート労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを目的としており、少しでも人手不足の解消に繋げようとするものです。ただし、この「年収の壁・支援強化パッケージ」は2025年に

予定されている次期年金制度改正までの「つなぎ策」として考えられており、それまでの間に制度改革に取り組む方針を示しております。

社会保障審議会の年金部会では既に制度改革の議論が始まっているようですが、長年続いてきた国民年金第3号被保険者制度の在り方とも深く関係するため、未だ着地点は見えておりません。人手不足が常態化していくこれからの日本では、できるだけ多くの人材が労働参加し、支え手に回ることが必要不可欠になってまいります。これらを考えますと、世帯構成や働く時間の長短にかかわらず、一定の所得を得た個人が能力に応じて負担し、必要に応じて給付を得る社会保障制度の仕組みにするなど、今一度、真剣に考えなければならぬことを強く感じるものであります。

私ども社会保険協会といたしましても、社会保険制度の普及周知に向け、皆様方のご期待に沿うよう一層の努力をするとともに、各種事業を積極的に推進し、被保険者やご家族の皆様方の健康並びに福利増進に努めてまいりますので、本年も引き続き会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、皆様のご多幸と会員各企業のご発展を心から祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



日本年金機構南関東地域第二部

部長 三浦 秀晴

新年あけましておめでとうございます。

皆様にはお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また旧年中は、年金業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年10月に改正されます短時間労働者の適用拡大についてお伝えいたします。一定の条件に該当するパートやアルバイトの従業員を社会保険に適用する制度で、平成28年10月以降、段階的に対象事業所を拡大しております。10月からは従業員51人から100人の事業所が対象に加わります。対象となる事業主様におかれましては事前の準備をいただきつつ、ご不明な点がございましたら管轄の年金事務所または社会保険労務士等の専門家がサポートする専門家活用支援事業をご活用ください。

日本年金機構では政府全体のデジタル化推進の方針に沿い、令和2年よりお客様の負担軽減、利便性向上、正確・迅速な業務の実現に向け、ニーズを踏まえたオンラインサービスの提供拡大に取り組んでおります。紙でのお届をなくしデジタル的に処理する電子申請につきましては、令和4年度の累計で資格取得届や資格喪失届といった主要7届書の電子申請の割合が約65%となっております。加えて昨年1月からは「オンライン事業所年金情報サービス」を開始し、毎月の社会保険料等の情報をインターネットを利用して取得できるようになりました。今後もサービスの拡充を図っていく予定です。是非オンラインサービスをご活用いただきますようお願い申し上げます。

日本年金機構に与えられたミッションは無年金者、低年金者の発生を防止し、制度の公平性を維持し、正確に給付することです。国民生活の安心を支え、お客様から信頼される組織となるよう、組織一体となって全力で取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、事業主の皆様並びに被保険者の皆様が健やかな一年を過ごされることを祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



全国健康保険協会千葉支部

支部長 佐藤 信行

謹んで新春の祝詞を申し上げます。

旧年中は、協会けんぽの事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

近年の協会けんぽを取り巻く環境ですが、団塊の世代がすべて七十五歳以上の後期高齢者となる2025年、高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、我々の負担する医療費は確実に増えてまいります。しかし、協会けんぽの財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は解消されておりません。また、協会けんぽの負担する後期高齢者支援金は今後さらに増大していくことが予想されており、このように、協会けんぽの今後の財政は楽観を許さない状況にあります。こうした中で協会けんぽは、今後でもできる限り健康保険料率の上昇を抑えつつ、加入者の皆様が安心して医療機関を受診でき、また、健康増進を図っていただける環境を維持していくために、給付金のお支払いやレセプト審査といった基盤的な業務の効率性を高め、正確かつ着実に遂行して参ります。さらに、「データ分析を通じて得られたエビデンスに基づき、関係団体との「顔が見える地域ネットワーク」を活用しながら、特定健診・特定保健指導、コラボヘルス等の取組を通じて加入者の皆様の健康づくりをサポートするとともに、上手な医療のかかり方の発信等の医療費適正化へ向けた施策を戦略的に推進して参ります。

健康保険というパブリック・サービスを担うにあたっては、「公共性」、「効率性」、「先進性」の三つの原則が重要であると考えております。この三原則を旨として、「加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」という協会けんぽの基本理念の実現に向けて、職員一丸となり各種取組を鋭意進めてまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、千葉県社会保険協会様の益々のご発展と、会員の皆様にとりまして、明るく素晴らしい一年となることを心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

## 電子申請にかかるお問い合わせはこちらへ

日本年金機構では、厚生年金保険等に係る各種届書について、電子申請をお勧めしております。インターネットを利用した電子申請は、オンライン上でいつでも申請でき、郵送代も発生しません。また早く申請データが届くため、郵送に比べて健康保険被保険者証も早く届きます。さらに、決定通知書もオンライン上で早く届き、自社のPC端末等にデータ保存することができます。

今後の日本年金機構へのお届けは、ぜひ電子申請をご利用ください。

電子申請の利用にあたってご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先をご確認ください。

### GビズIDについてのお問い合わせはこちら

【GビズID ヘルプデスク】へ

**0570-023-797**

<受付時間>

午前9時～午後5時

※土・日・祝日、年末年始を除く

### e-Govについてのお問い合わせはこちら

【e-Gov 利用者サポートデスク】へ

**050-3786-2225**

<受付時間>

4月・6月・7月

平日 : 午前9時～午後7時

土日祝日 : 午前9時～午後5時

5月・8～3月

平日 : 午前9時～午後5時

※5月・8～3月の土日祝祭日、

年末年始（12月30日～1月3日）は受付を休止しております。

## 日本年金機構からのお知らせ

**届書作成プログラム・オンライン事業所年金情報サービスについてのお問い合わせはこちら**

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】へ

**0570-007-123**(ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913 → 「2番」をお選びください

<受付時間>

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

**加入についてのお問い合わせはこちらへ**

事業主様、厚生年金保険加入者様からの、厚生年金保険に関する一般的な照会に対して以下の内容についてお答えします。

ぜひ、ご利用ください。

- ① 届出手続きに関すること
- ② 届書の処理状況に関すること
- ③ 各種届出用紙の送付依頼受付・発送
- ④ 厚生年金保険の資格に関すること

**加入に関する一般的なお問い合わせは**

【ねんきん加入者ダイヤル】へ

**0570-007-123**(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913（一般電話）

<受付時間>

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

## 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。  
協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

## 「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは加入者の皆さまの健康や医療費に対する関心を高めていただくことを目的として、年に一度、「医療費のお知らせ」をお送りしております。

●送付時期 令和6年1月中旬～下旬 ●送付先 事業所宛

●対象者 令和4年10月から令和5年8月までに医療機関等を受診された方

※データ抽出日(令和5年11月11日予定)時点で「医療費データ」が協会けんぽに到着(令和5年10月受付分まで)している加入者

●対象期間

	前年度まで	今年度
対象診療期間	令和3年10月～令和4年9月	令和4年10月～令和5年8月

※「医療費のお知らせ」を可能な限り令和6年1月中にお届けできるようにするため、令和5年度は「医療費のお知らせ」に記載する対象診療期間を1か月短く変更いたしました。ご了承くださいませようお願いいたします。

## 【確定申告(医療費控除)の明細としてもご利用いただけます】

令和5年9月以降の医療費等については、医療機関等からの領収書やマイナポータルサイトでの医療情報の確認によりご対応いただけますようお願いいたします。

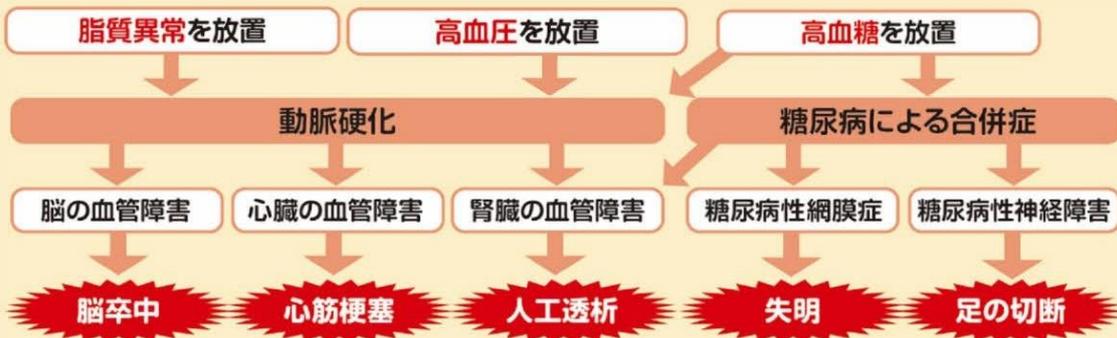
※詳しくは、最寄の税務署にお問い合わせください。



お問い合わせ先

レセプトグループ TEL 043-382-8314

## 健診結果の「要治療」「要精密検査」の放置は危険！ 今すぐ医療機関へ受診をしましょう



協会けんぽでは健診結果において血圧値、血糖値、LDLコレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判断された方のうち、健診受診後3か月以内に医療機関の受診が確認できなかった方に医療機関への受診をおすすめするご案内をお送りしております。

早期に受診し、適切な治療、生活習慣病の改善を行うことで重大な病気を防ぐことができます。

事業主さまにおかれましては健診結果が「要治療」「要精密検査」となった従業員の方が確実に医療機関を受診できるようお声がけをいただくとともに、

勤務時間内に受診できるようにするなどご配慮いただきますようお願いいたします！

「ちなみに」お近くの医療機関を探す場合は「ちば医療ナビ」が便利です。ご利用ください。

「ちば医療ナビ」  
はこちら▼



お問い合わせ先

保健グループ TEL 043-382-8313

# 健診結果をご提供ください！

協会けんぽでは、加入者の皆さまの健康増進を目的として、事業所で実施されている定期健康診断（事業者健診）の結果の取得に取り組んでいます。

次の対象となる方の健診結果の提供をお願いします



## 対象となる方

事業所で実施された定期健康診断を受けた協会けんぽ加入の40歳～74歳までの被保険者の方  
 ※協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診予定、または受診済みの方の健診結果は提供不要です。（協会けんぽにて自動取得するため）

## 提供方法

### 協会けんぽへ「同意書」を提出

健診実施機関が健診結果のデータを作成できない場合等は、事業所さまに健診結果の写し等の提供をお願いする場合があります。



受診した健診機関とあらかじめ「事業主に代わり、健診機関が協会けんぽに健診結果を提供する」旨の契約を締結することで、健診機関が協会けんぽにデータ提供も行うことも可能です。

同意書は  
こちら



**Q1** 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫でしょうか？

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主が健診結果を保険者（協会けんぽ）へ提供することが義務付けられており、問題はありません。

**A1**

**Q2** 定期健康診断結果の提供はなぜ必要なのですか？

協会けんぽでは、加入者の皆さまの健康増進を目指し、健診（生活習慣病予防健診）の補助や無料の特定保健指導（健康サポート）を実施しています。従業員の皆さまの個々の健康状態に合わせた健康サポートを実施するためには、定期健康診断結果の提供が必要です。

**A2**

お問い合わせ先

保健グループ TEL 043-382-8313



全国健康保険協会 千葉支部  
協会けんぽ

〒260-8645

千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階



043-382-8311（代表）

営業時間 平日 8:30～17:15

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ

## 「施設利用会員証」のご紹介

全国社会保険協会連合会（当協会の関係機関）が契約している施設の優待利用が受けられます。

**有効期限は2026年3月31日です。**既にピンク色の会員証をお持ちの会員事業所様で更新をご希望の場合も、下記申込書にてお申込みください。



【利用対象者】 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

【契約施設】

- 📍 船員保険会(SEMPOS)
- 📍 ホテル法華クラブグループ
- 📍 高輪・品川プリンスホテルグループ
- 📍 プリンスホテルグループ  
ホテル、スキー場、ゴルフ場、アミューズメント施設
- 📍 湯快リゾート
- 📍 亀の井ホテル
- 📍 HMI ホテルグループ
- 📍 クア・アンド・ホテルグループ
- 📍 ダイワロイネットホテルズ ※令和5年7月より

横浜・八景島シーパラダイスも！

…その他（宿泊施設・日帰り入浴施設）



【優待利用方法】 対象施設の詳細とご利用方法及び優待内容(優待料金等)については全国社会保険協会連合会 [http://www.zensharen.jp/shisetu\\_yuutai.html](http://www.zensharen.jp/shisetu_yuutai.html) のホームページでご確認下さい。

※インターネット使用のない環境の場合は、当協会にご連絡ください。

【発行(更新)申し込み方法】

申込書に返信用封筒（角2サイズ封筒に送付先住所宛先を明記し 300円分の切手を貼付）を同封のうえ当協会へご郵送ください。※会員証等は会員事業所限定により確実にお届けするため、特定記録にて送付いたします。

●郵送先● 一般財団法人千葉県社会保険協会 施設利用会員証発行 宛て  
〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 問合せ先TEL：043-233-3971

キ リ ト リ

## 施設利用会員証申込書

		※協会使用欄（ご記入の必要はありません）	
事業所名		担当者名	
所在地	〒		
電話番号		申込枚数	枚

※ご記入いただいた情報は、事業所または担当者様への連絡および会員証送付に関する事務処理にのみ使用し、他用はいたしません。

# 令和5年度「写真コンテスト」 作品募集中!

自慢のワンショットをお持ちではないですか?ぜひお寄せください。

- 応募期間** 令和6年1月12日(金)まで
- 題材** 自由。「四季の風景」「心に残るスナップ」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」など大歓迎です。
- 写真サイズ** 六ツ切~四ツ切版またはA4サイズ(カラー)
- 応募資格** 当協会会員事業所の健康保険被保険者様と被扶養者様
- 作品送付先** 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 TEL043-233-3971
- 審査員** 丹羽 敏憲 氏(全日本写真連盟関東本部委員)
- 発表** ホームページ(令和6年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2024(令和6)年3月号」に掲載し、作品応募者へ通知します。
- 賞** 推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作8点 ※入賞賞品をご用意しています。



## 応募上の注意

- ① 作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募点数は1人7点以内とさせていただきます。
- ③ 下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。
- ④ 入賞の応募作品は返却いたしません。選外作品につきましては返却いたします。
- ⑤ 応募作品は「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。
- ⑥ 入賞作品の原版(データ)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。

写真コンテスト応募票		
氏名		男・女
事業所名	〒	
所在地		
電話番号		
画題		
撮影場所	( 市 )	
カメラ		撮影月 月
フィルム・デジタル区分	フィルム ・ デジタル	

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。



## 大好評!

## 山武市成東「いちご狩り」

**ところ** 山武市成東観光苺組合加入苺園  
TEL 0475-82-2071(観光案内所)  
**HP** <https://sanmu15.com/>

**有効期限** 令和6年5月5日(日)まで

補助券をご希望の方は、当協会までお申込みください!

※補助券がなくなり次第、配付終了となります

●申込方法等、詳しくは「社会保険ちば2023秋号」または当協会ホームページをご覧ください。●

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ

## 会員情報変更届提出のお願い

令和6年度へむけて会員事業所様の現況を確認いたしたく、下記の事項について、変更されている場合、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

FAX(043-233-3973)または 当協会ホームページ(<https://shaho-chiba.jp>)にて変更連絡を受付けております。

## 会員情報変更届

※協会記入欄(ご記入の必要はありません)

変更年月日 年 月 日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			
被保険者数		人	人

ご不明な点は TEL 043-233-3971 へお問い合わせください。

## ※被保険者数変更のご連絡について

- 令和6年1月31日現在における被保険者数をご連絡ください。
- 被保険者数の変更により、**年会費額が変更する場合のみご連絡ください。**
- 被保険者数を変更していても年会費が同額の場合、ご連絡は不要です。
- 下記の「協会費内訳表」をご参照ください。

※令和6年度協会費払込書は、今回ご連絡いただいた変更届、および令和6年1月中旬に当協会から日本年金機構へ開示請求をしたデータをもとに、令和6年4月に社会保険ちば春号とともにお送りする(口座振替手続済の場合は、令和6年6月26日に振替)予定です。

協会費内訳表 ※年会費額は、被保険者数により決定しています。

被保険者数	会費年額	被保険者数	会費年額	被保険者数	会費年額
10人未満	3,200円	50~99人	7,500円	1,000~1,999人	43,000円
10~19人	4,500円	100~299人	9,600円	2,000~2,999人	60,000円
20~29人	5,500円	300~499人	14,000円	3,000~4,999人	68,000円
30~49人	6,500円	500~999人	20,000円	5,000人以上	77,000円